

## 真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)の交付については、真岡市補助金等交付規則(昭和43年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この利子補給金は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が行う小規模事業者経営改善資金の融資(以下「マル経融資」という。)を受けた者に対し、マル経融資に係る利子の一部を利子補給金として交付することにより、小規模事業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する者をいう。

(交付対象となる者)

第4条 利子補給金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は主たる事業所を有していること。
- (2) 真岡商工会議所又はにのみや商工会の推薦を受け、平成25年4月1日以降に融資を受けた者で、現に当該融資に係る利子の支払いが行われていること。
- (3) 市税等に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、既に国、県等が実施する制度で利率の軽減措置の適用を受けた場合は、原則、利子補給金の交付の対象とはならないものとする。

(利子補給の対象期間)

第5条 利子補給金の対象とする期間は、当該融資を受けた日の属する月の翌月から起算して5年を限度とする。

(利子補給金の交付額)

第6条 利子補給金の交付額は、マル経融資の借入れで生ずる利子額と、同じ条件で真岡市商工振興資金の融資を受けた場合に生ずる利子額との差額に相当する額とする。

2 利子補給金の対象となる利子については、償還遅延による損害金等は含まないものとする。

(利子補給金の交付申請等)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書(様式第1号)及び同意書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、金銭消費貸借契約後速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 直近の市税等完納証明
- (2) 公庫から当該資金を借り入れたことを証する書類の写し
- (3) 公庫で発行した支払額明細書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第9条 利子補給金の交付の決定を受けたもの(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付変更申請書(様式第4号)を、速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 償還利率又は利子の総額に変更が生じたとき。

(2) 受給者が利子補給対象借入額に係る繰上償還を行ったとき、又は割賦償還を行わなかったとき。

(3) 受給者の名称、所在地又は利子補給金振込口座の変更があったとき。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは、真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定変更通知書(様式第5号)により、利子補給対象借入額に係る利子補給金の交付決定の変更を行うものとする。

(利子補給金の交付時期)

第10条 利子補給金の交付は、毎年1回2月に行うものとする。

(利子補給金の交付の条件)

第11条 規則第6条の規定による利子補給金の交付の条件については、次のとおりとする。

(1) 繰上償還を行った後の利子補給金は、打ち切るものとする。

(2) 公庫に対する割賦償還金の延滞があった場合は、償還がされるまでの間、利子補給金の交付を停止し、償還があった日の直後の利子補給金の交付日に一括して交付するものとする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利子補給金の返還を求めるか、又は交付を打ち切ることができる。

ア 前条の規定による変更の申請を正当な理由でなく当該事実が発生した日から1か月以上行わなかったとき。

イ 虚偽の申請その他不正な手段で利子補給金の交付を受けたことが判明したとき。

ウ その他市長が、利子補給金の返還を求めるか、又は交付を打ち切る必要があると認めたとき。

(利子補給金の実績報告及び額の確定)

第12条 規則第10条に規定する実績報告については、公庫から提出された事業所別償還状況報告書により行うものとする。

2 公庫が前項の事業所別償還状況報告書を提出できない場合は、申請者は、公庫が発行する利子補給金を交付する月の前月末現在の融資残高証明書の写しを提出するものとする。

3 市長は、前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、交付すべき利子補給金の額を確定し、真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金確定通知書(様式第6号)を申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付の請求等)

第13条 受給者は、利子補給金の交付を請求するときは、真岡市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、利子補給金の交付に関して必要があると認めるときは、受給者及び公庫に対し必要な事項の報告を求め、又は帳簿、書類その他必要な物件の調査をすることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。